

(規則第6条関係)

法定外公共物占有許可申請書

年 月 日

宝塚市長

住所
氏名
電話番号

宝塚市法定外公共物管理条例第6条第1項の規定により法定外公共物の占有の許可を受けたいので下記のとおり関係書類を添付して申請します。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）	水路	堤とう敷	ため池
占有の目的				
占有の場所	宝塚市			番 地先から
	宝塚市			番 地先まで
占有物件の名称、規模、数量、構造等				
占有期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 間）			
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 間）			
工事方法				
復旧方法				
誓約書	別紙のとおり			
工事施工者	所在地			担当者
	事業者名			電話
添付書類	位置図、公図の写し、平面図、構造図、縦横断面図、実測求積図 現況写真、工事の設計書及び実施計画書、誓約書、 利害関係者の同意書、占有に係る理由書又は説明書 その他（ ）			

起案				年 月 日				決裁				年 月 日			
上記の申請について、別紙のとおり許可・不許可します。															
課				合 議				課				宝塚市指令 第 号			
課 長	副課長	係 長	係 員	課 長	副課長	係 長	係 員	課 長	副課長	係 長	係 員				
合 議				合 議				合 議							
受領印		受領年月日		意											
				見											

(規則第6条関係)

誓約書

本法定外公共物の占用工事の施工又は占用物件の瑕疵に伴い、市又は第三者に損害を及ぼしたときは、すべて当方においてその賠償の責を負うことを誓約いたします。

また、工事の許可に対する条件はこれを厳守します。

年 月 日

宝塚市長

住所
氏名

(規則第6条関係)

法定外公共物占用許可（不許可）書

第 年 月 日

様

宝塚市長

印

年 月 日付で申請のあった法定外公共物占用許可申請については、
下記のとおり決定をしたので通知します。

記

法定外公共物の名称	道路（里道）	水路	堤とう敷	ため池
占用の目的				
占用の場所	宝塚市		番	地先から
	宝塚市		番	地先まで
占用物件の名称、 規模、数量、構造等				
占用期間	年 月 日から	年 月 日まで	（ 間）	
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで	（ 間）	
決定の内容	許可 ・ 不許可			
占用料				
許可の条件	1. 別紙のとおり 2.			
不許可の理由				

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宝塚市長に対して異議申立てをするか、又はこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に宝塚市を被告として（訴訟において宝塚市を代表する者は宝塚市長となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合は、この決定の取消しの訴えを当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、提起することができます。

なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立て及びこの決定の取消しの訴えのいずれもすることができなくなります。

許可の条件

1. 申請内容及び以下に掲げる条件違反したときは、許可を取消し原状回復を命じ、申請者及び施工業者に対しては以後占用及び掘削について許可しない場合がある。
2. 占用の期間を更新しようとするときは、期間の満了する日の30日前までに法定外公共物占用期間更新許可申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。
3. 占用の期間が満了したとき又は占用を廃止したときは、法定外公共物占用廃止届出書を市長に提出すること。
4. 占用の期間が満了したとき、若しくは占用を廃止したとき、又は占用の許可を取り消されたときは、復旧方法について本市の指示に従い、法定外公共物原状回復等届出書を提出し検査を受けること。
5. 申請者は、市又は第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負わなければならない。
6. 本市において必要のあるときは、本市の指示するとおり改築、占用物件の移設、除去又は原形の復旧を無償で行うこと。
7. 法定外公共物の保持に支障を及ぼさないための措置を講ずること。
8. 占用物件の保持に支障を及ぼさないための措置を講ずること。
9. 工事中は、工事の箇所、目的、期間、許可年月日、許可番号及び工事申請人の住所氏名等を明記した標示板を設置すること。
10. 地元住民と事前協議を行い工事着手後苦情等のないよう万全を講ずること。
11. 境界杭、境界板及び基準点等を損傷した場合は報告のうえ申請者の負担で復元すること。
12. 工事にあたり他の占用物件に影響を及ぼすおそれのある場合は、その占用者の立会を求め事故の防止に務めること。
13. 法定外公共物に掘削した土砂及び資材等を積み上げないこと、完了と同時に清掃するとともに、残材等は即刻撤去すること。
14. 以上のほか、法定外公共物管理条例、同施行規則及びその他関係法令を遵守すること。